

# 星和台公園管理会会則

(名称)

第1条 本会は、星和台公園管理会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を星和台ファミリーホールに置く。

(目的)

第3条 本会は、神戸市と協力して、公園を子どもの安全な遊び場や地域住民の憩いの場として利用し、公園の美観の維持向上に努め、地域の連帯の輪を広げることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- (1) 公園内の清掃と除草
- (2) 日照り続き、又は、新植時の樹木への水かけ
- (3) 公園施設の維持管理(遊具の点検及び応急措置)
- (4) 市との連絡調整
- (5) その他、目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会は、星和台自治会会員をもって構成する。

(委員の選出)

第6条 各丁自治会から1名ずつ選出し、若干名の委員については、会長が会員の中から推薦し委員会の承認をえる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名(書記を含む)
会計	1名
監事	2名

(役員を選出)

第8条

- (1) 会長は連合自治会役員より選出して連合自治会理事会の承認をえる。
- (2) その他の役員は公園管理会委員の互選により選出する。但し、役員が任期中に辞任した時後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員・委員の任期)

第9条 役員・委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会に次の会議を設ける。

(1) 委員会 委員会は公園管理会の委員全員で構成する。

(2) 役員会 役員会は会長・副会長・会計とする。

会長が必要と認めたときは委員の出席を求めることがある。

(会議の開催)

第11条 委員会及び役員会の開催を次に定める。

(1) 委員会 委員会の開催は定期委員会と臨時委員会とする。

定期委員会は原則とし5月・9月・3月の年3回とし、必要に応じて臨時委員会を開催できる。

(2) 役員会 役員会は必要の都度、会長が招集し、会の運営に必要な事項を審議する。

(審議事項)

第12条 委員会は次の事項を審議する。

(1) 役員の選出に関する事項

(2) 本会の基本計画に関する事項

(3) 予算・決算の承認に関する事項

(4) その他重要事項の決定

(会の運営)

第13条 本会の運営に伴う経費は神戸市からの助成金その他をもって当てる。

(会計年度)

(1) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し会計年度が終了したときは、速やかに監事の監査を受け委員会の承認を受けなければならない。

(2) 承認を受けた後に、連合自治会理事会に於いて報告することとする。

(会則改正)

第14条 会則の改正は連合自治会総会に於いて、承認を得る。但し、連合自治理事事会の承認を以てこれにかえることができる。

附則

1. この会則以外の必要事項は委員会の決議を経て会長が決定する。

2. この会則は平成7年7月1日から改正施行する。

3. この会則は平成12年5月6日から改正施行する。

4. この会則は平成21年2月8日から改正施行する。